



—市民後见人へ 1—

高齢となり身体が衰えて意思表示が不明瞭になると、判断能力が不十分な人とされて、自分のことなのに医療、銀行、不動産、旅行など自身で契約や利用ができない不自由なことになります。これは、誰もがそのときを迎えることになるでしょう。

- ① 高額なリフォーム契約を結んでしまい、クーリングオフが出来ずに困っている、
- ② 証券投資で、だまされた、
- ③ 不動産の処分、登記が出来ない、
- ④ 介護の資金が必要だ、預金の引出しの際に申立てを促された、
- ⑤ 施設に入所する際に申立てが必要になった、

などの現実にも迫られて後見制度について理解不十分なまま、法定後見を申請していることが多いのが実情です。

1. 後見制度の課題

09 年の末で、特別養護老人ホームの入所待ちは 42 万人あり、現在、200 万人を超える認知症患者は 25 年には 323 万人になると推計され、親族のいない認知症患者の急増が予想されています。

残念なことに、認知症高齢者の 6 割が詐欺などの経済的被害にあい、8 割が本人の意思が伝わらずに適切なサービスが受けられていないといわれています。

2000 年の介護保険法の施行に伴い、とりあえず成年後見制度が始まりました。しかし、実務的要請があるのに制度の利用は広がることなく推移してきました。これは、家庭裁判所を経由する手続きや内容が煩雑なこと、費用のこと、後见人として現実に向かうことの不透明さ、後见人のなり手がなく、細やかに相談するところがない、などのことが挙げられます。

成年後見制度とは、精神上の障害により判断能力が不十分な人の財産管理、身上介護を行うための制度で、法定後見と任意後見の二つがあります。

法定後見は、裁判所が本人の精神障害の程度に応じて、後見、補佐、補助の類型に分け、後见人、補佐人、補助人を選任して、これらの人が本人の財産管理と身上介護を行う制度です。98%の人が法定後見に該当します。

任意後見は、本人の判断能力低下前にあらかじめ本人と任意後見になる予定の人が任意後見契約を公正証書によって締結し、本人の判断能力が低下したときに、任意後見人が本人の財産管理と身上介護を行う制度で、裁判所は後見監督人の選任という形で関与します。

2. 親族後見人の意見

東京大学医学系研究科は、親族後見人に対し、円滑な業務遂行を目的として、2011年3月に「親族後見人に対する現任研修および相談に関する調査研究事業」をまとめて報告しています。その価値あるヒアリング調査による「後見人の意見、相談」の要旨を以下に紹介します。

(1) 法定後見

- ① 利用を考えると、既に認知症が進行していることが多いとされ、施設や金融機関などから「手続きが出来ない」と言われ、後見制度を理解せずに目の前の問題を解消する方便として利用されていることが少なからずある。
- ② 制度を利用しようにも、本人の年金に依存している家庭では、利用すると家族の生活が成り立たないと訴えることも散見される。
- ③ 申立書の作成の仕方や、申立てにかかる費用（専門職に依頼する報酬）、医師の鑑定費用が大きな負担となっている。この手続きに透明性を持たせ、関係者が納得できる工夫がされるべきである。
- ④ 本人の資産が一定額以上である場合、親族が後見人等に選任されるにあたって、監督人として専門職が付されるが、高額な監督報酬を得ているとの不満の声がある、一方で後見人の相談に乗るなどして良好な関係を築いているケースもある。
- ⑤ 親族が後見人に選任された場合、財産管理は裁判所の許可が必要であり、手続きが煩雑で赤字物件の場合にストレスとなっている。財産処分を終えたら辞任したい、など、制度が都合よく理解されていることがわかる。

(2) 任意後見

- ① 委任者の将来を想定した委任内容を決めることに難しさがある。
- ② どの段階で監督人を申立てるべきか、指針がないこと。また、監督人の選任を意図的に申立てず、制度を悪用する例があることの指摘がある。
- ③ 任意後見人に取消権がないことも挙げられる。本人保護のためには取消権を行使しなければならない場面もある。

また、「親族後見人が抱える業務上の課題に関する実態調査」による報告があります。これを見ると、親族後見人は必要に迫られて後見人になったものの、身近に相談するところがなく、不安で孤独であることがうかがえます。親族後見人が意見交換できる場がほしいとの意見もあります。

専門家や家裁へ行く前に一般の人が事前に無料で相談できる窓口がありません。

親族後見人を支える研修や、それぞれの後見人の立場でのワンストップアドバイザーの存在が必要です。

後見制度のあり方、事前の後見プラン作成、福祉施設との連携など、周辺事業との関係も含めた専門的研究の取り組みが要請されます。

○資料

東京大学医学系研究科 平成23年3月31日「親族後見人に対する現任研修および相談に関する調査研究事業」

東京大学医学系研究科 平成23年3月31日「親族後見人が抱える業務上の課題に関する実態調査」